

富山市上下水道局水道加入金取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市水道事業給水条例第30条に規定する水道加入金（以下「加入金」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(加入金の算定)

第2条 加入金の額は、当該給水装置の配水管又は他給水装置からの分岐部からメーター（局貸与品）前までの取出し口径（以下「取出し口径」という。）を以って算定する。ただし、長距離給水で管の摩擦損失軽減のための管路途中の増径部分は算定対象外とする。

(給水装置改造移設の取扱い)

第3条 家屋の移転等により、他の場所（富山市給水区域内）において給水装置工事を申し込む場合は、次の各号により取扱いをする。

- (1) 旧給水装置を配水管又は他給水装置からの分岐部で切り離し（以下「撤去」という。）、新たに同口径の給水装置工事を申し込む場合は、加入金を免除する。
- (2) 旧給水装置を撤去し、新たに給水装置工事を申し込む際、旧給水装置の口径より増径の場合は、新口径の区分に応じて加入金の差額を徴収する。
- (3) 旧給水装置を撤去し、新たに給水装置工事を申し込む際、旧給水装置の口径より減径となる場合は、加入金の差額は還付しない。また、他給水装置への差額の移譲も認めない。
- (4) 前3号に掲げる旧給水装置の撤去及び新給水装置工事は、同一工事内で行うものとする。（同一敷地内に複数の給水装置がある場合の取扱い）

第4条 同一敷地内に複数の給水装置がある敷地で新たに給水装置工事をを行う場合は、その全ての給水装置の権利を承継することを基本とし、新口径に権利を充当する。この場合において、不要な給水装置は全て撤去し、新口径に対して余剰金が発生しても還付しない。

2 前項の撤去工事は、同一工事内で行うものとする。

3 第1項の規定は、工事請負契約等により給水装置工事が予定されている場合についても適用する。この場合において、新口径は、原則、事前協議等によりあらかじめ決定する。

(権利義務の承継)

第5条 第三者が既設の給水装置を承継する場合、富山市上下水道事業管理者の承認を得て当該給水装置に係る加入金を承継することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 給水装置が引き込み済みで加入金が未納のときは、メーター取付け申請時に加入金を徴収する。ただし、合併前の町村において行った引き込み工事で、加入金の納付義務がなかったものについては、この限りでない。
- 3 メーター口径で加入金を算定してある場合で取出し口径と差径があるときは、メーター増径時に加入金の差額を徴収する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。